

日チリ経済連携協定(EPA)に基づく関税割当制度対象品目

(単位:トン)

公表番号	【輸入国管理方式】												
			平成19年度(注)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降	備考
19	トマトピューレー・ペースト(トマトケチャップ・その他のトマトソース製造用)	1次 (枠内)	数量	1,850	3,900	4,100	4,300	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
			税率					無税					
		2次 (枠外)	税率					16%					

(単位:トン)

公表番号	【輸出国管理方式】												
			平成19年度(注)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降	備考
15	冷凍牛肉	1次 (枠内)	数量	650	1,950	2,600	3,250	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
			税率	34.6%				30.8%					
		2次 (枠外)	税率				38.5%						
16	牛の冷凍くず肉	1次 (枠内)	数量	300	637	675	712	750	750	750	750	750	
			税率	11.5%, 19.1%				7.6% 12.7%					
		2次 (枠外)	税率				12.8%, 21.3%						
17	豚肉及び豚肉調製品	1次 (枠内)	数量	16,000	38,750	45,500	52,250	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	
			税率				2.2%, 4.3%, 16%						
		2次 (枠外)	税率				4.3%, 8.5%, 20%						
18	鶏肉	1次 (枠内)	数量	1,750	4,000	4,500	5,000	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	
			税率	10.7%				8.5%					
		2次 (枠外)	税率				11.9%						

(注)日チリ経済連携協定の発効が平成19年度途中の平成19年9月3日となることから、同年度の関税割当についても年度途中の同年月日の開始となるため、各品目の19年度の合計割当数量は、同協定附属書に基づき、残余の完全な月数で按分され、(同協定附属書で決められた割当数量)÷12ヶ月×6ヶ月となる。